

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第
190 条に定める書面)

2024 年 7 月 2 日

株式会社ネクスグループ
株式会社スケブ

2024年7月2日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)

岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1

株式会社ネクスグループ

代表取締役社長 石原 直樹

(株式交換完全子会社)

東京都港区南青山五丁目11番9号

株式会社スケブ

代表取締役社長 喜田 一成

株式会社ネクスグループ（以下、「当社」といいます。）及び株式会社スケブ（以下、「スケブ」といいます。）は、2024年3月15日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、スケブを株式交換完全子会社、効力発生日を2024年7月1日とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2024年7月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第785条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第787条及び第789条の規程による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

会社法第797条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、当社に移転したスケブ普通株式の数は13,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) 当社は、会社法第795条第1項本文の規定に基づき、2024年6月18日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

またスケブは、会社法第783条第1項の規定に基づき、2024年6月18日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換の承認を得ております。

(2) 当社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前のスケブの株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除く）に対し、その所有するスケブの株式1株に対して当社の普通株式714.28株及び金15,384.62円の割合をもって、当社の普通株式及び金銭を割当交付しました。結果、当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式9,285,640株と200,000,060円の金銭を割当交付しました。

(3) 本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- ① 資本金 0円
- ② 資本準備金 会社計算規則39条に従い当社が別途定める額
- ③ 利益準備金 0円

以上